

2005

12.1

広報

はむら

火災が発生しやすい季節です

～地域みんなで火災予防！～



＜市役所避難訓練＞

11月10日(木)、市役所で避難訓練を行いました。今年、福生消防署をはじめ、特別消火中隊・ハイパーレスキューなども参加し、はしご車での救助訓練や一斉放水などが行われました。

冬場は空気が乾燥しやすく火災が発生しやすくなります。地域みんなで火災予防に努めましょう！

CONTENTS

人権について考えましょう.....1

平成17年度 市職員の給与.....3

■お知らせ.....5

■子どものページ.....19

■テレビはむら.....20

■健康ガイド.....21

■12月の相談日ほか.....22

人権

について考えましょう

12月4日から10日は人権週間です

人権 週間とは

人権週間の由来は、1948年12月10日、国際連合で「世界人権宣言」が採択されたのを記念し、12月10日を「人権デー」と定め、すべての加盟国に対し人権思想の普及高揚に努めるように呼び掛けたことによります。日本では、毎年12月4日から10日までの1週間を「人権週間」として、さまざまな行事を実施しています。この機会に、「人権」について考えましょう。

皆さんは、家庭、職場、学校、地域の中で「人権」をどのようにとらえていますか？

お互いの「人権」を尊重しあっていますか？

「人権」、それはすべての人が、生まれながらにして持っている幸せに生きていくための権利であり、これまでの歴史の中で人類が築いてきた財産です。

「女のくせに…なんて言わないで」—— 男女差別

男女の役割を固定的にとらえることから生ずる、性の違いによる差別はあってはならないことです。

男性も女性も対等の立場で協力し、責任を分かち合うことが大切です。近年は、「職場等におけるセクシュアル・ハラスメント（性的いやがらせ）」、「ドメスティックバイオレンス（配偶者などのパートナーからの暴力）」などが深刻な社会問題となっています。

「生まれたところでなぜ差別をするの？」—— 同和問題

日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分制度の思想が、地域によって現代でも根強く残っています。

被差別部落（同和地区）出身というだけで、今なお結婚を妨げられたり、就職で不公平に扱われたりという、いわれのない差別はあつてはならないことです。

「子どもの自尊心を大切に」—— 子どもの人権

「いじめ」や「虐待」などで苦しんでいる子どもが増えていることを知っていますか？

友だちづくりの場でもある学校で陰湿な「いじめ」が、また心やすらげる場である家庭では「虐待」が深刻化しています。

子どもは未来の宝であり、ひとりの人間として人格を持っているのです。

社会全体で子どもを支えていくことが大切です。

「病気の苦しみを一層深めてはいませんか」—— 感染症患者差別

「エイズ」、「ハンセン病」などの感染症患者を差別していませんか？ 病気に対する偏見を捨て、正しい知識を持ち、すべての人が充実した毎日を過ごせるよう支援することが必要です。

このほかにも、外国人、高齢者、障害者に対する差別、インターネットを悪用した人権侵害など、社会の発展に伴い、私たちの周りにはさまざまな人権問題が起きています。

私たちには、日常生活の中で人権を取り巻く現実を知り、お互いを思いやり、人権を尊重しあうことが求められています。

問合せ 庶務課庶務係

人権週間にちなんでさまざまな事業が開催されます。

著名人からの「人権メッセージパネル展」

人権を尊重すること、他人を思いやることの大切さについて、著名人から寄せられたメッセージを展示します。

期 間 12月2日(金)～11日(日)

会 場 市役所1階ロビー

※自由にご覧いただけます。

問合せ 庶務課庶務係

「トーク&コンサートと映画の集い」

■トーク&コンサート 「ピアノ演奏とトーク」 館野泉さん

■映画「機関車先生(字幕入り)」

日 時 12月7日(水)午後1時～4時30分(午後0時30分開場)

会 場 アミューたちかわ大ホール(立川市錦町3-3-20)

☎526-1311)

定 員 1400人(先着順)

費 用 無料

※託児所(要予約)、手話通訳、パソコン要約筆記有り

問合せ 東京都総務局人権部 ☎03-5388-2588

夜間人権ホットライン

弁護士による法律相談を夜間に電話でお受けします。差別や暴力などの人権問題についてお悩みのことがありましたらお気軽にご相談ください。

個人の秘密は厳守します。

日 時 12月9日(金)午後5時～8時

ホットライン

☎03-5808-2800

☎03-5808-2890

※相談時間は、10分程度

費 用 無料(通話料のみかかります)

問合せ (財)東京都人権啓発センター ☎03-3871-0212



市職員の給与

羽村市職員の給与は、地方公務員法に基づいた給与制度に沿い、東京都および多摩地区の25市の状況を考慮して定めています。

市では、市職員の給与などを毎年定期的に公表しています。今回は、平成16年度の支給状況と、平成17年4月1日現在の職員給与などを公表します。

問合せ 職員課給与厚生係

人件費の状況 (普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口	歳出額 (A)	人件費 (B)	人件費比率 (B/A)
16年度	55,151人	20,373,889千円	3,538,660千円	17.4%
15年度	55,437人	18,587,934千円	3,571,657千円	19.2%

*人件費には、一般職員、特別職等の給料、報酬、社会保険料が含まれています。(人口は各年度末日現在)

職員給与費の状況 (平成17年度普通会計予算)

職員数 (A)	給与費				1人当たりの給与費 (B/A)
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	
340人	1,420,484千円	397,181千円	632,043千円	2,449,708千円	7,205千円

*平成17年度当初予算による一般職員に支給される給料、期末・勤勉手当および職員手当(退職手当・児童手当を除く)の額です。

経験年数別・学歴別平均給料月額状況 (平成17年4月1日現在)

区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	289,100円	336,600円	393,800円
	高校卒	229,400円	273,000円	338,900円

*経験年数①卒業後直ちに採用され、引き続き勤務している場合は、採用後の在職年数②中途採用者の場合は、採用以前の前歴などを換算したものです。

平均給料月額・平均給与月額・平均年齢の状況 (平成17年4月1日現在)

区分	一般行政職			技能労務職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
羽村市	356,500円	435,700円	41歳5か月	325,200円	402,600円	46歳8か月
東京都	361,472円	474,765円	43歳4か月	334,443円	432,513円	46歳1か月

退職手当の状況 (平成17年4月1日現在)

区分	羽村市		東京都		国		
	自己都合	定年等	自己都合	定年等	自己都合	定年等	
支給率	勤続20年	24.25月	35.00月	24.25月	35.00月	21.00月	27.30月
	勤続25年	32.50月	45.50月	32.50月	45.50月	33.75月	42.12月
	勤続35年	49.75月	59.20月	49.75月	59.20月	47.50月	59.28月
	最高限度	59.20月	59.20月	50.00月	59.20月	59.28月	59.28月
加算措置	定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)						
退職時の特別昇給	1号給 (整理退職等)						

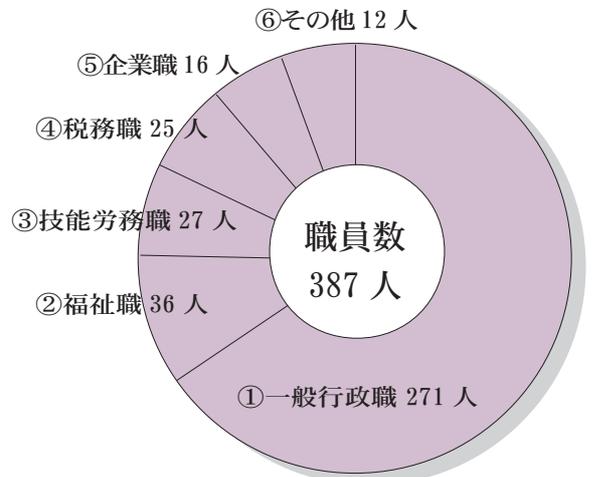
*平成16年度中に退職した職員1人当たり平均支給額
 ・自己都合退職…758万円 (平均勤続年数16年5月)
 ・定年等退職…2,838万円 (平均勤続年数34年6月) となっています。

特別職の報酬等の状況 (平成17年4月1日現在)

区分	給料・報酬の月額 (平成17年7月1日改正)		期末手当 (平成16年度支給割合)	
	給料	報酬	6月期	12月期
市長	885,000円		2.05月分	
助役	765,000円		2.05月分	
収入役	715,000円		2.05月分	
議長	520,000円		0.30月分	
副議長	450,000円			計4.40月分
委員長	440,000円			
議員	430,000円			

*特別職の報酬は、学識経験者などで構成される「羽村市特別職報酬等審議会」の答申に基づき条例で定められています。

職員の構成 (平成17年4月1日現在)



①一般行政職=事務、技術などで他の職種に属さない職員
 ②福祉職=保育園に勤務している保育士③技能労務職=自動車運転手、作業員、用務員④税務職=税務事務の職員⑤企業職=水道業務職員⑥その他職員=保健師、看護師等

一般行政職等級別職員数

等級	1級 (主事)	2級 (主事)	3級 (主事)	4級 (主任職)	5級 (係長職)	6級 (課長補佐職)	7級 (課長職)	8級 (統括課長職)	9級 (部長職)
計271人	0人	6人	84人	54人	53人	22人	31人	9人	12人
比率	—	2%	31%	20%	20%	8%	12%	3%	4%